

平成30年4月3日

こんにちは 連絡係の稲垣です。京都に行った先で、外国人の多さにびっくり。その先で、もっと驚いたのは、土産物屋のおばあさんも片言英語でやり取り。ふと言葉を思い出す。「最も強いものが生き残るわけではなく、最も賢いものが生き延びるものでもない。唯一生き残るのは、変化できるものである。さて、地域の情報を頂きました。ご確認のほどお願いします。各務原市からの重要な案内です。各務原市が指定権者となる、居宅支援事業所、地域密着型のサービス事業者あての案内になります。重要な案内と書いた3通目になりますお願いします。

お世話になっております。各務原市役所介護保険課の柳澤です。平成30年度も引き続きよろしくお願いいたします。

平成30年度報酬改定に関する、4月の報酬算定に係る届出の提出期限のついてお知らせします。4月の報酬算定に係る届出書の提出期限は、4月2日（月）まででしたが、国の留意事項の改正に伴い提出期限を当初の平成30年4月2日（金）から**平成30年4月13日（金）まで延長**となりました。届出に必要な書類等は各務原市公式HPにアップしておりますので、ご確認ください。それぞれのサービス及び算定する加算により提出書類が異なりますのでご注意ください。よろしくお願いいたします。

★*****

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係 柳澤 未来

〒504-8555 各務原市那加桜町1-69

TEL 058-383-1111（内線：2543）

FAX 058-383-6365

E-mail yanagisawa-mirai@city.kakamigahara.lg.jp

*****☆